第１０１号議案

足立区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成１５年１２月１日

提出者　足立区長　　鈴　木　恒　年

足立区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

足立区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（平成元年足立区条例第５４号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項第１号に次のただし書を加える。

ただし、ひとり親等（父又は母に限る。以下この号において同じ。）の監護する児童が母又は父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、規則で定めるところにより、ひとり親等が当該費用の支払を受けたものとみなして、所得の額を計算するものとする。

付　則

（施行期日等）

１　この条例は、平成１６年１月１日から施行する。

２　この条例による改正後の足立区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の規定は、平成１６年１月１日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（提案理由）

助成対象者の所得制限に係る所得の範囲を変更する必要があるので、この条例案を提出いたします。